

# 熊本市公報(契約)

## 第 26 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局契約監理部契約政策課  
発行日 平成 29 年 6 月 23 日

### 目 次

○入札公告（熊本市情報ネットワークシステム通信回線サービスの調達（長期継続契約））	1
○落札者等の公示（土木積算システム機器等賃貸借業務）	8
○落札者等の公示（土木積算システム更改業務）	8
○落札者等の公示（海況観測システム賃貸借）	9

契 約 公 告 第 4 3 7 号  
平 成 2 9 年 6 月 2 3 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 37 2 号）の適用を受ける調達契約について次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 24 年規則第 102 号。以下「特例規則」という。）第 5 条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 調達役務名

熊本市情報ネットワークシステム通信回線サービスの調達（長期継続契約）

### (2) 目的及び概要

熊本市役所本庁舎及び出先施設を結ぶ通信回線サービスの調達を行うもの。

※ 詳細は「熊本市情報ネットワークシステム通信回線サービスの調達仕様書」のとおり。

### (3) 履行場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号外

※ 詳細は「熊本市情報ネットワークシステム通信回線サービスの調達仕様書」のとおり。

### (4) 履行期間

平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

## 2 担当部局

〒 8 6 0 - 8 6 0 1 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市役所（本庁舎）3 階

熊本市総務局行政管理部情報政策課

電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 0 5 7（直通）

電子メールアドレス jouhouseisaku@city.kumamoto.lg.jp

## 3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

#### 4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 電気通信事業法の規定に基づく登録を行っている電気通信事業者であること。

#### 5 競争入札参加資格審査申請の方法等

4 (1) に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札（見積）参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 申請の方法

熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱に基づき、競争入札参加資格審査申請書及び必要書類を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送することとし、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「開札日時」を明記すること。

##### (2) 申請の時期

平成 29 年 7 月 6 日（木曜日）まで（ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

持参する場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、午後 0 時から午後 1 時までを除く。）

郵送する場合は、平成 29 年 7 月 6 日（木曜日）までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

##### (3) 提出場所及び問い合わせ先

ア 持参する場合

熊本市中心区花畑町 9 番 6 号

マスミューチュアル生命ビル 2 階

熊本総務局契約監理部契約政策課物品契約班

イ 郵送する場合

〒 8 6 0 - 8 6 0 1 熊本市中心区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（総務局契約監理部契約政策課物品契約班）あて

ウ 問い合わせ先

熊本総務局契約監理部契約政策課物品契約班

電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 1 3 7（直通）

(4) 申請書類の入手方法

熊本ホームページからダウンロードすること。なお、ホームページの URL は、次のとおり。

[http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&id=3331&class\\_set\\_id=2&class\\_id=195](http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&class_set_id=2&class_id=195)

(5) 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

当該資格を認定されたときから次期の資格認定のときまでとする。また、更新については、当該資格の有効期間中に公告を行うので、当該公告に基づき手続を行うこと。

(6) 競争入札参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## 6 申請手続等

(1) 申請書、仕様書、入札説明書等の交付期間及び方法

平成 29 年 6 月 23 日（金曜日）から平成 29 年 7 月 6 日（木曜日）まで

仕様書等の交付は、2 の担当部局で仕様書等交付申請書（様式第 1 号）による申請後、交付する（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

仕様書等交付申請書を持参又は郵送により提出すること。郵送する場合における郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法によるものは受け付けない。

また、郵送による申請の場合は、送付先を記入した送付用封筒（角 2 サイズ相当）及び送付用切手（簡易書留で A 4 サイズ用紙 10 枚程度及び CD-R 1 枚相当分）を貼付せず同封すること。なお、仕様書等交付申請書に記載された申請者及び所在地以外（転送不可）へは送付しない。

熊本ホームページ又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、午後 0 時から午後 1 時までを除く。）

(2) 仕様書等の取扱条件

ア (1) で交付された仕様書等の情報取扱責任者を定め、速やかに様式第 2 号により熊本市長へ通知すること。また、本作業を行うにあたって申請者と共に作業を行う者（以下、関連事業者という。）がある場合は、同様に通知すること。

- イ 申請者及びアで通知した関連事業者以外の第三者へ仕様書等の情報を漏らしてはならない。
- ウ 本件入札に関する業務に従事する者に対して情報セキュリティ及び情報の取扱に関する必要な事項を周知し、遵守させること。
- エ 交付された仕様書等について譲渡・販売・複写・転用・改変・再配布など目的以外の使用を一切禁止する。ただし、申請者及びアで通知した関連事業者のうちで本件入札に関する業務に必要と認められる範囲で且つ、必要最小に限り複写のみすることができるものとする。
- オ 交付された仕様書等の受領後、本件入札に参加しない場合は速やかに返却すること。

### (3) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

#### ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合における郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第 3 号）
- (イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第 4 号）
- (ウ) 電気通信事業法第 9 条に規定する電気通信事業の登録を有することを証する書面（申請書等提出期限日時点で有効なものに限る。）
- (エ) 「熊本市情報ネットワークシステム通信回線サービスの調達仕様書」において、熊本市が要求する回線仕様を満たすことを証する書面（パンフレット、サービス規定約款、代表者印のある仕様証明等、申請書等提出期限日時点で有効なものに限る。）

#### イ 提出期限

平成 29 年 7 月 6 日（木曜日）午後 5 時まで

郵送する場合は、平成 29 年 7 月 6 日（木曜日）の午後 5 時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

#### ウ 提出部数

1 部とする。

#### エ 提出先

##### (ア) 持参の場合

2 の担当部局

##### (イ) 郵送する場合

〒 8 6 0 - 8 6 0 1 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（総務局行政管理部情報政策課）あて

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」の旨を明記すること。

#### オ 留意事項

様式については、競争入札参加資格確認申請書提出時点において 記載すること。

ア(ウ)及び(エ)の書面が添付されていない場合は、当該実績、認可又は認証を有しているとは認めない。また、ア(ウ)により提出された書類では、同種業務の実績を有すること

が判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

#### (4) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5の申請（特例規則第4条第1項の申請）をするものについてはこの限りではない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

### 7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

### 8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

### 9 入札説明書、仕様書等に対する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

#### ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

#### イ 提出期間

平成29年6月23日（金曜日）から平成29年7月21日（金曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし午後0時から午後1時までを除く）

#### ウ 提出先

2の担当部局

電子メールアドレス：[jouhouseisaku@city.kumamoto.lg.jp](mailto:jouhouseisaku@city.kumamoto.lg.jp)

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

#### ア 閲覧期間

平成29年7月27日（木曜日）までに閲覧開始し、平成29年8月3日（木曜日）までとする。

#### イ 閲覧場所

2の担当部局

### 10 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

### 11 入札等

- (1) 6(4)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い入札に参加するものとする。

## ア 入札日時

平成 29 年 8 月 3 日 (木曜日) 午前 10 時 00 分

## イ 入札場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市役所 (本庁舎) 6 階会議室

## ウ 入札方法

入札書の持参又は郵送により提出することとし、電送 (ファックス、電子メール等) によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。なお、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

## エ 郵送による入札書の提出期限及び提出先

平成 29 年 8 月 2 日 (水曜日) までに必着 (不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。)

入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、「業務委託名」及び「入札書在中」の旨を明記し、「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載した上で、次の宛先に提出すること。

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市長 (総務局行政管理部情報政策課) あて

## オ 入札金額

入札書 (様式第 5 号) に記載する金額は、入札書に示す各品目の 1 月あたりの単価及び導入時にかかる費用 (回線終端装置工事費、基本工事費、交換機工事費、契約料、配管工事費等) の総額とする。入札書における回線数・期間は予定であり、履行期間内の数量を約束するものではない。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された各品目の金額単価に各回線数及び期間を乗じた金額と、導入時にかかる費用の合計金額に 100 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3 回までとする。(2 回目以降の入札書の提出については、別途指示する。)
- (4) 入札書は、提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (6) 熊本市工事競争入札心得 (平成 2 年告示第 107 号) 第 5 条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

## 1 2 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

る。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。

### 1 3 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金  
免除とする。
- (3) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第 2 2 条の定めるところにより、落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。長期継続契約に係る契約保証金の額は、契約金額を 1 年間当たりの額に換算した額とし、予定数量に各品目の契約金額を乗じた金額の合計額の 1 0 0 分の 1 0 以上とする。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

- (4) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

- (6) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

- (7) 申請書等の提出及び入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

- (8) 以上のほか、詳細は入札説明書による。

### 1 4 Summary

- (1) Contract Name:

## Kumamoto City Information Network System Communication Lines Provision

## (2) Implementation Period:

January 1, 2018 – March 31, 2019

## (3) Bidding Deadlines:

In person: Friday, August 3, 2017 by 10:00 AM

Via mail: documents must arrive by the end of the day on Thursday, August 2, 2017

## (4) Bidding Language and Currency:

Language: Japanese only

Currency: Japanese Yen (JPY) only

## (5) Administrating Office:

Kumamoto City Information Policy Section

Administrative Management Department

General Affairs Bureau

契 約 公 告 第 4 3 8 号

平 成 2 9 年 6 月 2 3 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成24年規則第102号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 大 西 一 史

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	土木積算システム機器等賃貸借業務
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市総務局契約監理部技術管理課 熊本市中央区手取本町1番1号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成29年6月7日
4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)	富士通リース株式会社 九州支店 支店長 谷頭 洋一 福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	51,024,168円(税込)
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 当該公告又は公示を行った日	平成29年4月28日

契 約 公 告 第 4 3 9 号

平 成 2 9 年 6 月 2 3 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例

を定める規則（平成 24 年規則第 102 号）第 11 条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 大 西 一 史

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	土木積算システム更改業務
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市総務局契約監理部技術管理課 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成 29 年 4 月 21 日
4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）	富士通 株式会社 熊本支店 支店長 松尾 幸二郎 熊本市中央区紺屋今町 9 番 6 号
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	64,918,800 円（税込）
6 契約の相手方を決定した手続	随意契約
7 随意契約によることとした理由	特例政令第 11 条第 1 項第 1 号

上下水道局契約公告第 196 号  
平成 29 年 6 月 23 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第 12 条及び熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 24 年上下水道局規程第 25 号）第 2 条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 24 年規則第 102 号）第 11 条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市上下水道事業管理者 永 目 工 嗣

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	海況観測システム賃貸借
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市上下水道局計画整備部計画調整課 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成 29 年 5 月 10 日
4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）	ワイエスアイ・ナノテック株式会社 代表取締役 ローチ・テレ・デミアン 川崎市川崎区小川町 14-19
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	月額 956,880 円（税込） 期間総額 54,542,160 円（税込）
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 当該公告又は公示を行った日	平成 29 年 3 月 30 日